

彦島地区

まちづくり計画書

(令和5年度～令和9年度)

～支え合って

元気な地域づくり～



彦島地区まちづくり協議会

令和5年度版

☆本計画は、必要に応じて見直しをします。

はじめに

彦島には歴史・文化遺産がたくさんあります。

源平合戦で彦島は平家側の拠点となり、巖流島では武藏・小次郎が決闘し、福浦町は江戸時代、帆船（北前船）の潮待港として賑わい、小戸海峡には世界最少の閘門式水門があります。

当まちづくり協議会は、このような地域資源を活用し、住民自らが参加し、身近な生活の中で豊かさや幸福を自ら生み出し、歴史・文化を再発見し子供たちに伝えていく活動を進めています。

地域の生活では、大きなところは行政よりサービスを受け、行政の行き届かない、個々の顔の見える生活圏では自治会を結成し、自分たちで互いに助け合って生活しています。

しかしながら個々の自治会では、毎日様々な課題が生じ、その対策に追われておりますので、彦島全体のまちづくり、文化・福祉活動をじっくり考えることや、それらの活動の担い手を得ることは難しいものがあります。

そこで、彦島全体から自治会、婦人会、民生児童委員、保健推進委員、福祉・教育関係者、消防団、スポーツ推進委員など多様な活動をしている団体、人が集まり、「彦島を良くする活動」を進めようと、平成 28 年に当まちづくり協議会が発足しました。

これまでの 5 年間で、彦まちカフェ、史跡ウォーク、彦まちミニ駅伝、救急救命講習、彦島あいさつの日の制定、環境整備など活発な活動をすることができました。

これからの 5 年間の活動計画を策定するにあたり、住民アンケートで把握した住民の皆様のご要望などふまえ、さらなる発展を目指して計画を立てました。

彦島に住んだり、仕事をしている方の積極的な参加を願っています。皆で彦島を自分たちの希望する町に一步でも近づけましょう。

彦島地区まちづくり協議会

会 長 酒井 能具

目 次

はじめに

I 彦島地区まちづくり協議会概要	…… 1
II 地区の概要	…… 2~3
III フローチャート式計画書	…… 4~5
IV 今後の取り組み 《活動事業構成表》	…… 6
V 継続する主要事業活動	…… 7
VI 彦島地区まちづくり協議会組織構成	…… 8

【参考資料】

§1 住民アンケート資料	…… 1~2
§2 地区を代表(象徴)する名所旧跡、観光施設	…… 3~5
§3 彦島地区まちづくり協議会規約	…… 6~11

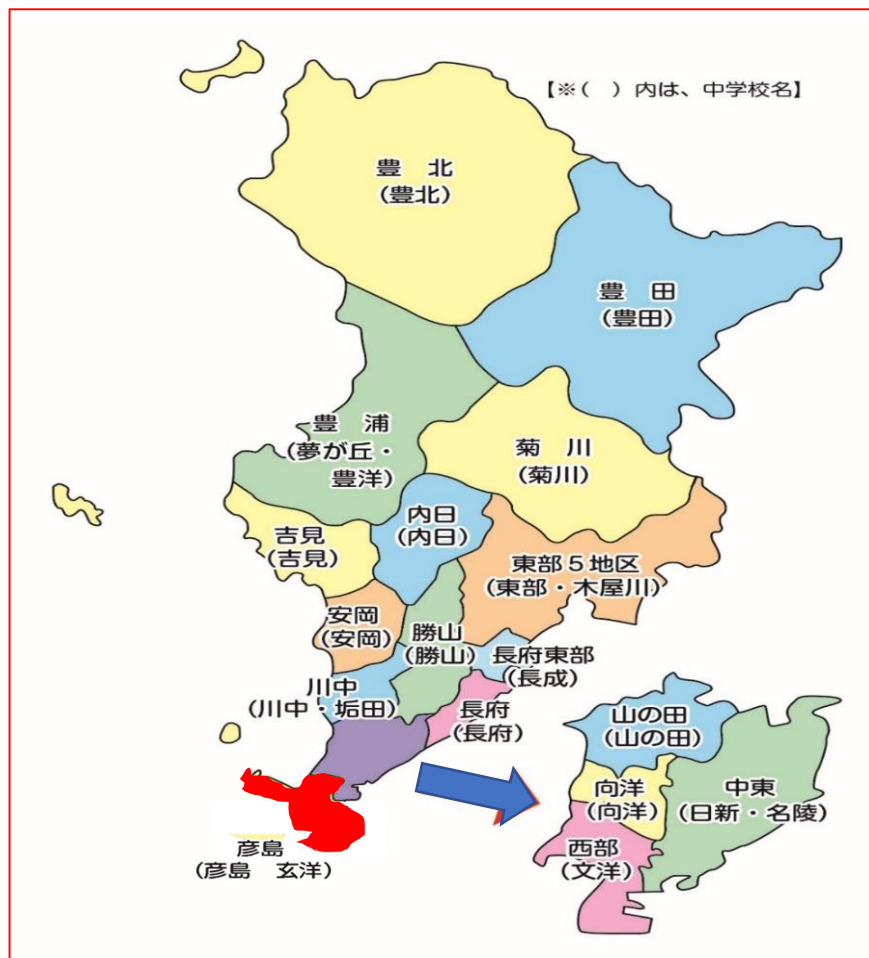
I 彦島地区まちづくり協議会概要

協議会の名称	彦島地区まちづくり協議会			
設立年月日	平成 28 年 7 月 21 日 ※設立総会:平成 28 年 7 月 16 日			
事務所の位置	下関市彦島江の浦町一丁目 3 番 1 号 彦島公民館内5F			
代表者名	酒井 能具	所属団体	彦島自治連合会	
地域の状況	人口	23,020 人	世帯数	12,170 世帯
	中学校区	彦島中学校 玄洋中学校	面積	11,26 km ²
構成団体数	22 団体	顧問の人数	3人	
代議員数	86 人	うち公募委員数	10人	
事業 (プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活性化事業 ・地域活性化事業 ・安全快適まちづくり事業 ・地域交流事業 ・六連島活性化事業 			
活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり研修会 ・広報誌の発行 ・ホームページ作成管理、広報活動 ・救急救命(AED)訓練 ・高齢者のサポート多世代交流 ・スポーツ大会 ・彦まちミニ駅伝 ・環境整備(草刈り等) ・学校(PTA)協力 ・島外交流(灯台と桜のコンサート)他 			

※人口及び世帯数は令和5年 8 月末 現在

【参 考】

- ・下関市まちづくり協議会 17地区

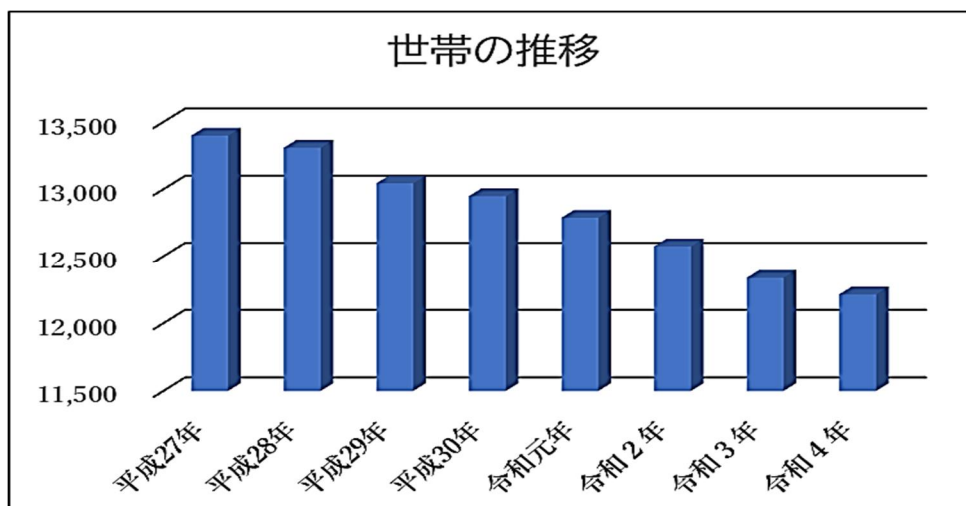
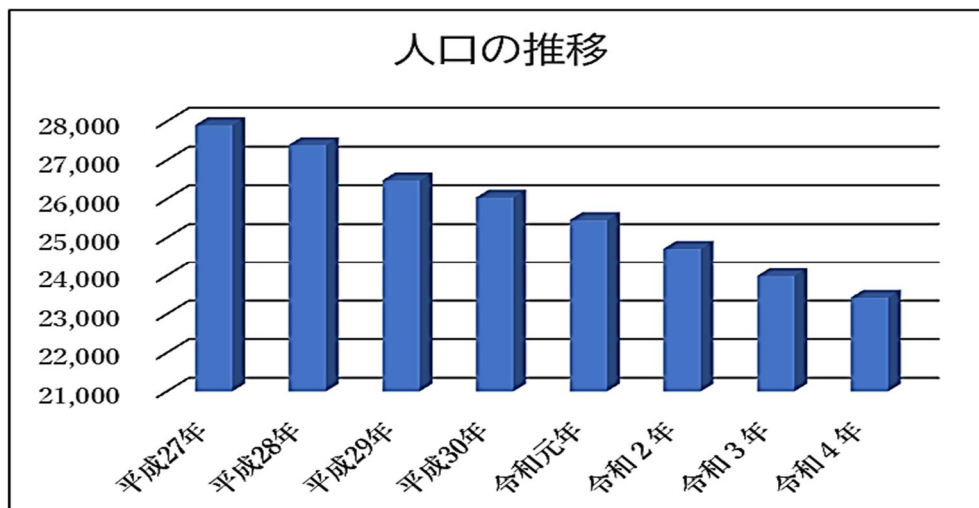


II 地区の概要

■ 彦島地区の現況

彦島地区は、長い歴史と豊かな自然に恵まれ、沿岸部は古くから市内有数の工業地帯であり、「ふく」を中心とした水産業も盛んであるが、社会経済情勢の変化による地区内産業の影響もあり、労働者の流出が続き、著しい人口減少により旧四町合併以降、人口減少率、高齢化率は全市の平均を超えている。

このような現象はしばらく続くと推測され解決は容易ではないが、彦島に想いを寄せる地域外人材とのネットワーク形成により、自立的で継続的な活気ある地域づくりを実現するため、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やすことが重要である。

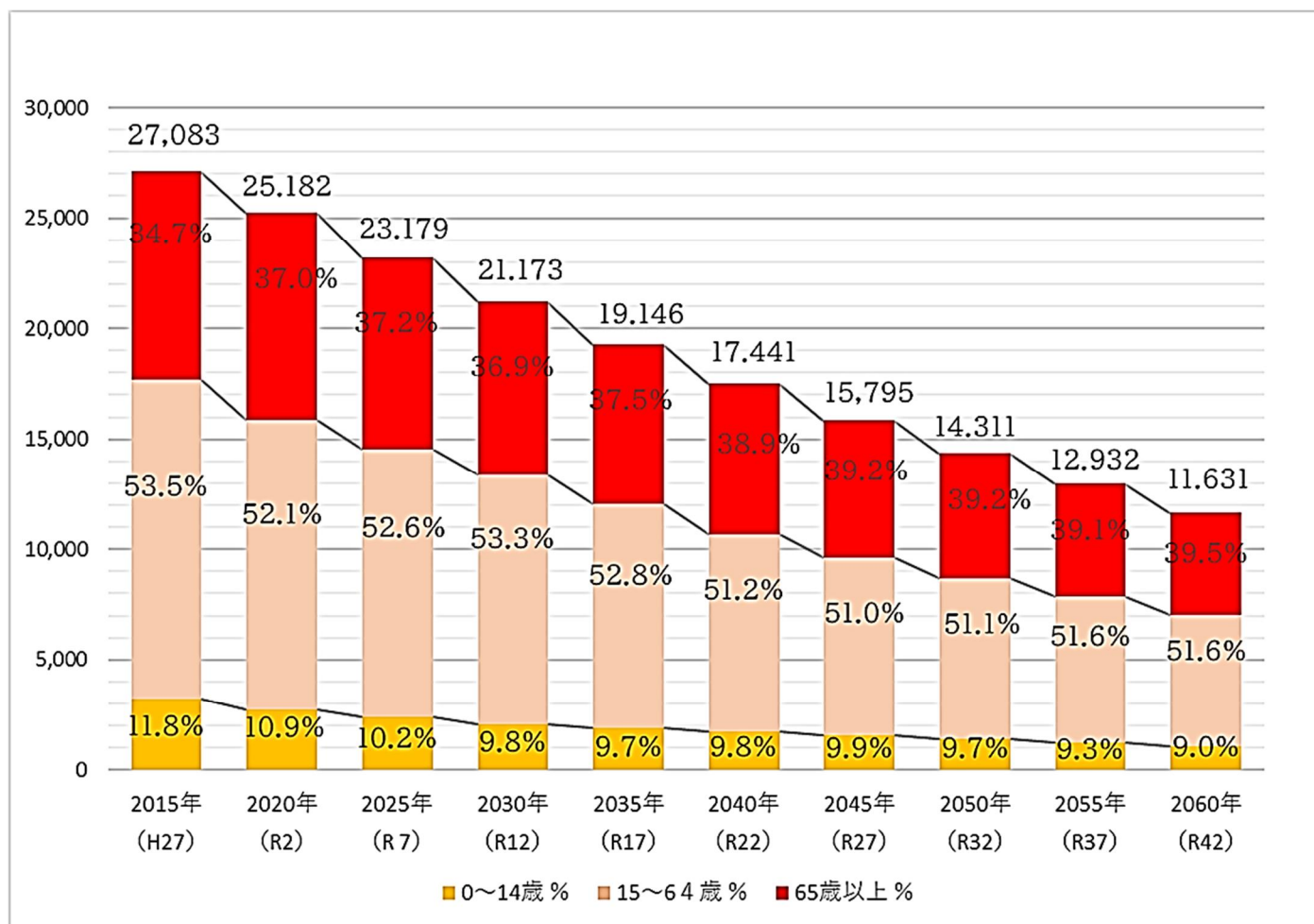


<彦島地区>	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人口	27,906	27,394	26,481	26,039	25,458	24,715	23,992	23,429
世帯	13,399	13,309	13,045	12,949	12,789	12,575	12,337	12,214

※人口及び世帯数は各年の住民基本台帳による(各年度9月末現在)

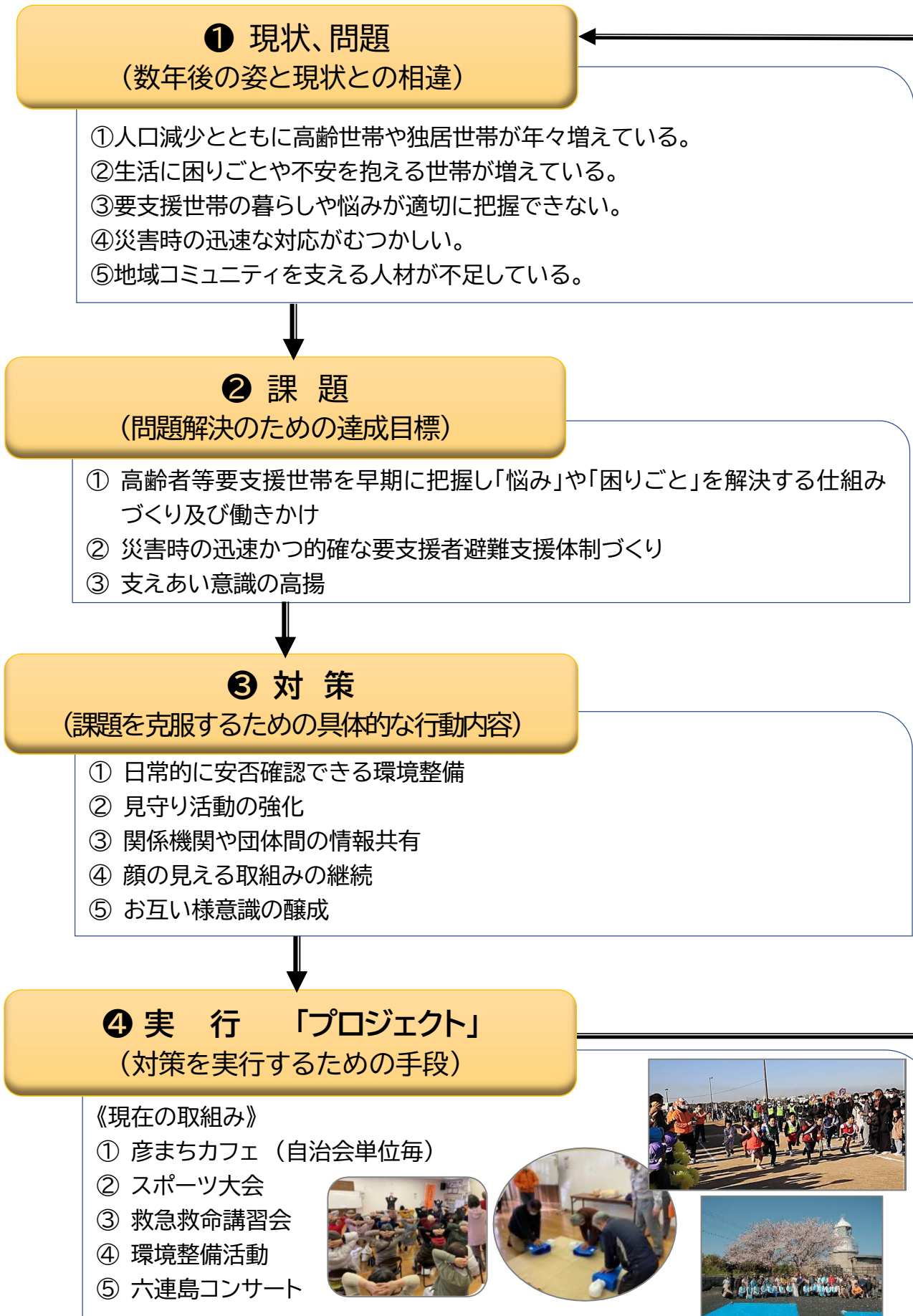
◆ 彦島地区まちづくり協議会将来人口推計(2015～2060年)

	総人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人	%	人	%	人	%
2015年 (H27)	27,083	3,204	11.8%	14,489	53.5%	9,390	34.7%
2020年 (R 2)	25,182	2,743	10.9%	13,122	52.1%	9,317	37.0%
2025年 (R 7)	23,179	2,374	10.2%	12,190	52.6%	8,615	37.2%
2030年 (R12)	21,173	2,075	9.8%	11,293	53.3%	7,805	36.9%
2035年 (R17)	19,246	1,872	9.7%	10,156	52.8%	7,218	37.5%
2040年 (R22)	17,441	1,717	9.8%	8,937	51.2%	6,787	38.9%
2045年 (R27)	15,795	1,558	9.9%	8,050	51.0%	6,187	39.2%
2050年 (R32)	14,311	1,384	9.7%	7,319	51.1%	5,608	39.2%
2055年 (R37)	12,932	1,203	9.3%	6,670	51.6%	5,059	39.1%
2060年 (R42)	11,631	1,042	9.0%	5,997	51.6%	4,592	39.5%



※ 総務省「国勢調査」、まち・ひと・しごと創成本部事務局「将来推計用ワークシート」、国立社会保障・人口問題研究所資料を基に下関市企画課がまちづくり協議会の地区ごとに作成

Ⅲ フローチャート式計画書



⑥ 数年後の姿

《元気な高齢者を目指すには》

・キョウイク ⇒ 今日行くところがある

・キョウヨウ ⇒ 今日用事がある

① お互いが支え合って恒久的に安全で安心して暮らせるまち

② 地域みんなが自慢できるまち

「できる人が」「できる時に」「できる事」を楽しく関わる

この考え方が徐々に定着して来る

⑤ 実行するための課題

- ・有識者を含めた人材確保
- ・手法の検討
- ・資金確保
- ・要支援者実態把握(個人情報保護)




- | | |
|--------------|--|
| <まちづくり協議会> | ⇒ 啓発、人材確保、全体調整、資金確保 |
| <各種団体、事業所> | ⇒ 団体相互の情報共有、ノウハウの提供 |
| <個人(要支援者含む)> | ⇒ 取組みへの理解と地域との関わり意識 |
| <市、県、国> | ⇒ ・愛郷心教育
・技術的支援
・情報、ノウハウ提供
・人権教育(偏見、差別解消) |

今後の取り組み

《活動事業構成表》をご覧ください

IV 今後の取り組み ≪ 活動事業構成表 ≫

事業	テーマ	推進活動	推進機関
広報活性化事業	ホームページ 広報誌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ充実 ・彦まちだより発行 	 <p>令和5年 ~ 令和9年</p> <p>「できる人が」</p> <p>「できる時に」</p> <p>「できる事を」</p> <p>楽しく関わる</p>
地域活性化事業	彦島の歴史・文化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学習会提供 ・地域の魅力発信 	
	下関・北九州道路関係活動		
安全快適まちづくり事業	安全・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全 ・救急救命(AED)講座 ・地域環境整備・清掃 	
	環境整備活動		
地域交流事業	福祉サロン活動	<ul style="list-style-type: none"> ・彦まちカフェ (自治会連携) ・彦まち駅伝 ・音楽祭 ・通学路他、環境整備 ・しもまちスタンプラリー 	
	スポーツ活動		
	学校(PTA)協力活動		
	市・まちづくり協議会連携活動		
六連島活性化事業	島内啓発講習会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・灯台、海岸周辺清掃 ・歌声カフェ ・灯台と桜のコンサート 	
	島内環境整備活動		
	島外交流活動		

V 継続する主要事業活動

➤ 彦まちカフェ活動（2017年～）



➤ 救急救命講座活動(2021年～)



彦島地区内 AED 設置施設(場所)一覧 全世帯配布

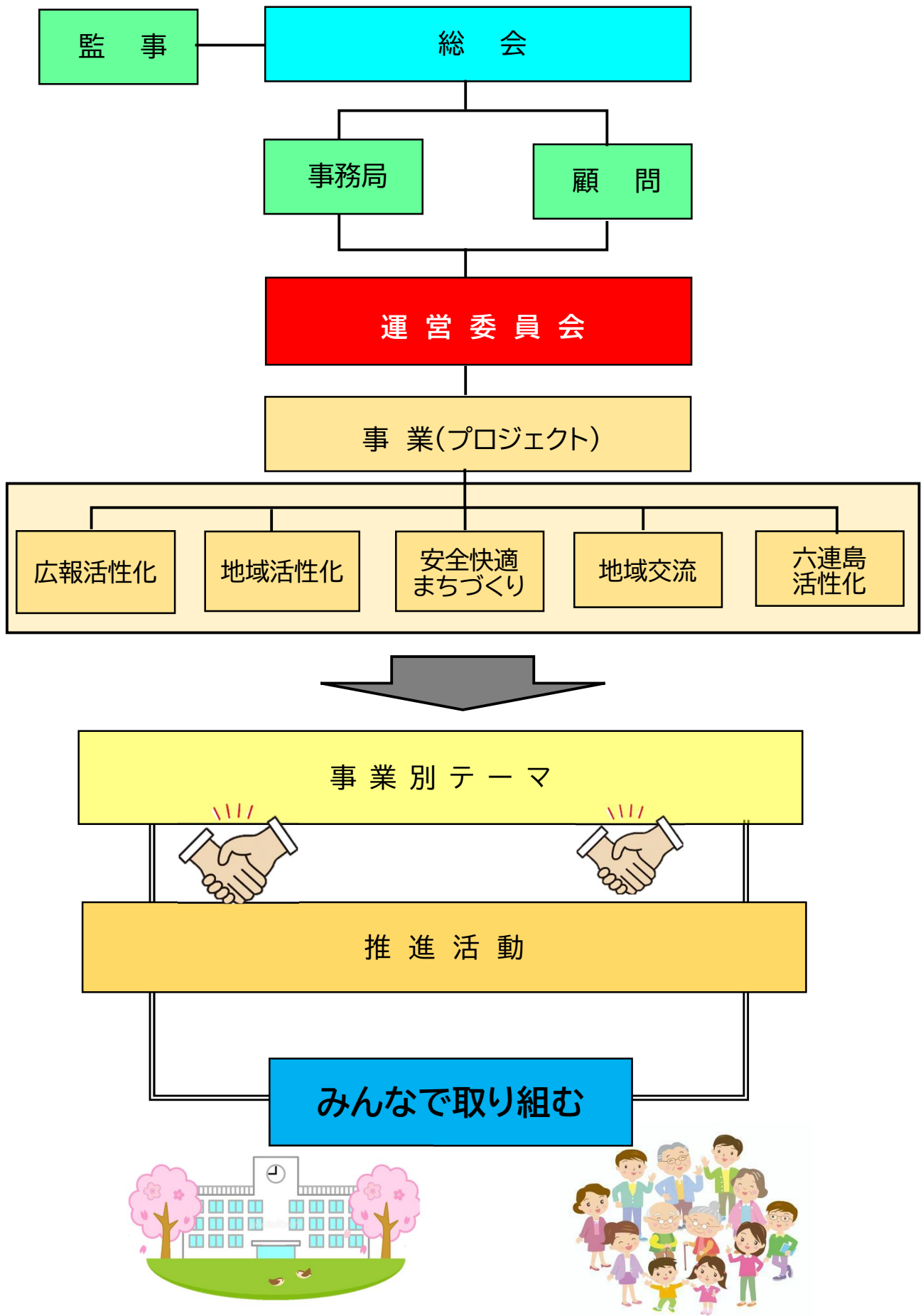
➤ 彦まちミニ駅伝(2022年～)



➤ 環境整備活動(2019年～)



VI 彦島地区まちづくり協議会組織構成

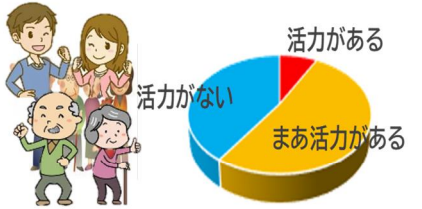


参 考 资 料

§1 住民アンケート資料

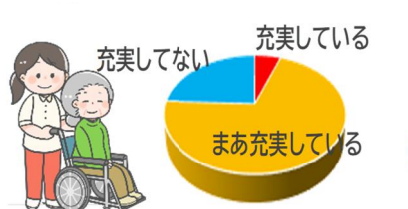
■ 彦島地区の現状(長所と課題)

(1) 地域の活力について



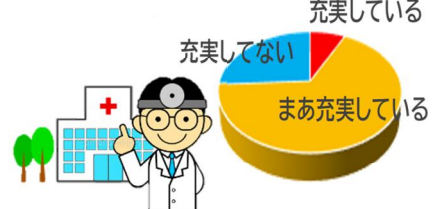
	活力がある	まあ活力がある	活力がない
人数	63	413	323
%	7.9	51.7	40.4

(2) 福祉の現状について



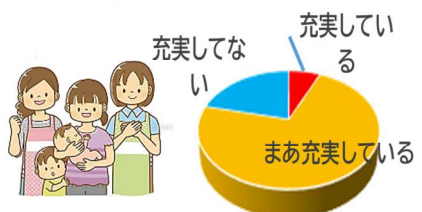
	充実している	まあ充実している	充実していない
人数	43	548	190
%	5.5	70.2	24.3

(3) 医療の現状について



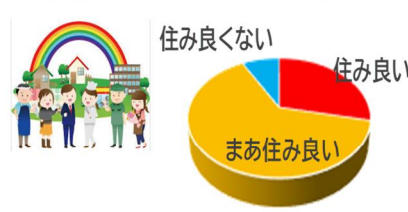
	充実している	まあ充実している	充実していない
人数	59	529	206
%	7.4	66.6	25.9

(4) 子育て・教育の現状について。



	充実している	まあ充実している	充実していない
人数	49	528	156
%	6.7	72.1	21.2

(5) 総じて、住みよいまちですか。

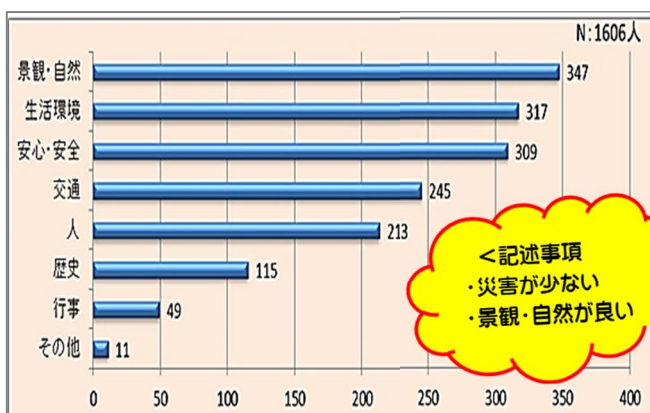


	住み良い	まあ住み良い	住み良くない
人数	228	509	63
%	28.5	63.6	7.9

■福祉、医療、子育て・教育については充実していると回答した人が約70%を占めており、現状では住み良い町(約92%)と回答している。

(6) 彦島地区の良いところは

どこだと思われますか。(複数回答可)

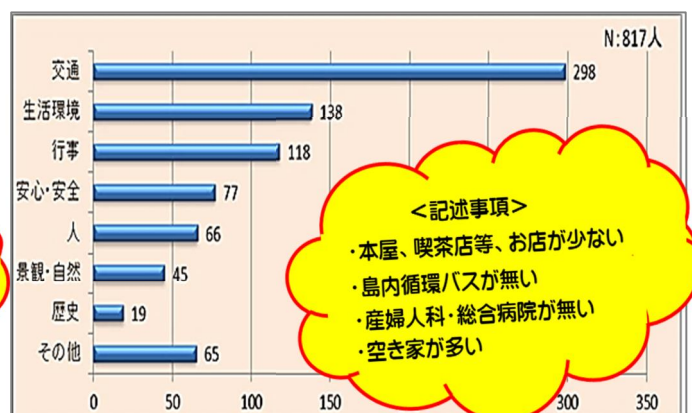


	景観・自然	人	生活環境	交通	歴史	行事	安心・安全	その他
人数	347	213	317	245	115	49	309	11
%	21.61	13.26	19.74	15.26	7.16	3.05	19.24	0.68

<記述事項>
・災害が少ない
・景観・自然が良い

(7) 彦島地区の悪いところは

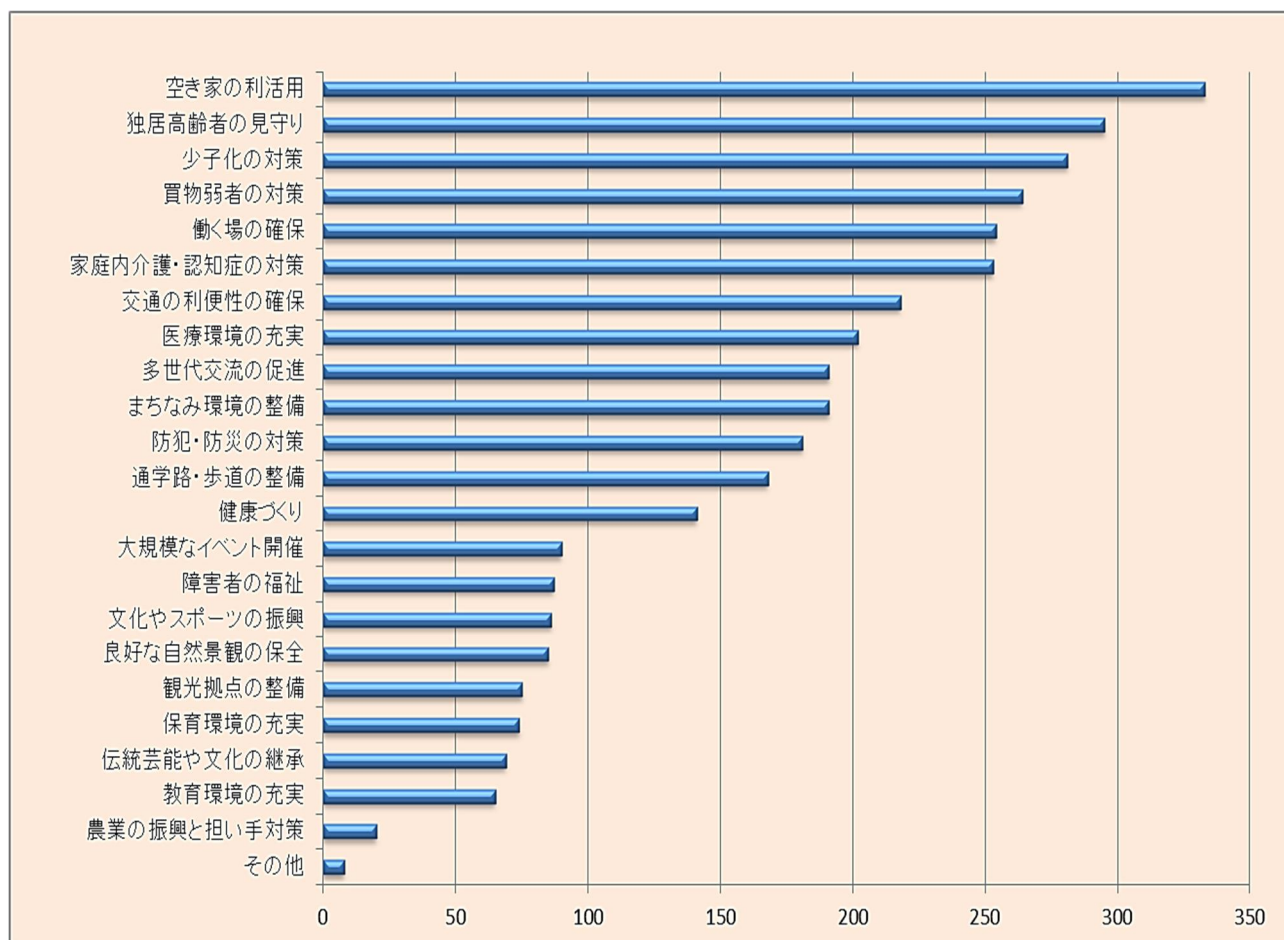
どこだと思われますか。(複数回答可)



	景観・自然	人	生活環境	交通	歴史	行事	安心・安全	その他
人数	45	66	138	298	19	118	77	65
%	5.51	8.08	16.89	36.47	2.33	14.44	9.42	6.85

<記述事項>
・本屋、喫茶店等、お店が少ない
・島内循環バスが無い
・産婦人科・総合病院が無い
・空き家が多い

■住みよい彦島地区であるために、取組むべき課題は何とおもわれますか？



1. 取組むべき課題・意見要望としては、通学路に崩れかかった空家や雑草で生い茂った空地が有り多くの方が空家、空地の利活用を望んでいる。
2. 以前に開催されていた”彦島まつり”を彦島全島一体になったの復活や、島内歴史探訪等を行って欲しいとの意見が有る。
3. まちづくり協議会に対しては、活動内容が詳しく知りたい。又 活動状況が良くわからない等の意見が多く有った為、広報紙等でPRをしていきたい。
また企画、立案、活動には若い人の参加を取り入れる等、若い人材のスタッフも必要との意見が有った。
4. 「彦まちカフェ」については大好評で、今後も継続して欲しいとの意見が多く有った。
5. 要望・意見のなかには、総合病院建設や第2関門道の建設推進、老の山公園内軽食喫茶設置等、国・県・市等 行政への要望関係が大半を占めていた。

2018年

§ 2 地区を代表(象徴)する名所旧跡、観光施設

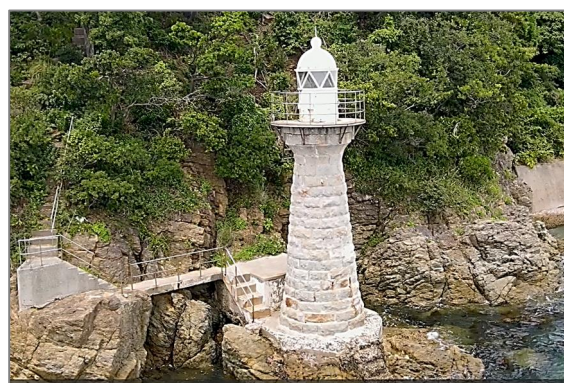
★ 彦島の「日本遺産 = 関門“ノスタルジック”海峡」



彦島地区には、関門地区の、ひいては日本の近代化を支えた建物、すなわち「六連島灯台」や「旧金ノ弦岬灯台」、「三菱重工業株式会社 下関造船所第3・第4ドック」、「関門隧道」があり、日本遺産ストーリーの重要な要素になっています。



【六連島灯台】



【旧俎礁標 (旧金ノ弦岬灯台)】



【三菱重工業株式会社 下関造船所第3、4ドック】



【関門隧道】

(関門鉄道トンネル)

※ 「下関市彦島地区 PR 動画」を彦島地区まちづくり協議会
ホームページ又は  YouTube から閲覧できます。

製作：彦島地区まちづくり協議会



NINE WALLS



★ 名所旧跡、観光施設



【世界最小のパナマ運河式水門&下関漁港閘門】



【彦島八幡宮】



ペトログラフィ奉安(シュメール文字解読の古代文字刻銘の神霊石)



【宮本武蔵と佐々木小次郎の決闘が行われた巖流島】



【巖流島の展望の地】(巖流島に見える丘)



老の山公園 & ナイスビューパーク



【広い砂浜が魅力！「ひこっとらんどマリンビーチ」】



西山の化石層



南風泊市場



福浦金比羅宮



西楽寺

本尊は平重盛の護持仏阿弥陀如来像
(市指定有形文化財)



西福寺



田の首八幡宮

吉田松陰も訪れた
福浦金比羅宮&田の首八幡宮



§3 彦島地区まちづくり協議会規約

作成日	平成28年7月16日 新規
改定日【最新版】	令和4年6月1日 改定-4

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は彦島地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を彦島公民館(彦島江の浦町1丁目3番1号)に置く。

(区域)

第2条 協議会の地区の区域は、別表1のとおりとする。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区内に居住する者
- (2) 地区内で活動する市民活動団体等
- (3) 地区内で事業を営む者又は地区内に存する事業所に勤務する者
- (4) 地区内に存する学校等に通う者

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 協議会は、構成員相互の交流と親睦を図り、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを目指し、自主的かつ主体的に活動を行うことを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- (2) 地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- (3) 地区内外における地域交流に関する活動
- (4) 地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- (5) 地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動
- (6) 地区の課題の解決のための市との協働に関する活動
- (7) 市の事業への協力及び市からの提案等に対する意見集約に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動

第3章 役員

(役員を選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名以内
- (3) 事務局 長 1名

- (4) 会 計 長 1名
- (5) 常 任 理 事 若干名
- (6) 理 事 若干名
- (7) 監 事 2名

2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は事業推進会議リーダー(事業長: 以下省略)を担当する。
- 4 事務局長は、協議会の事務局を統括する。
- 5 会計は、協議会の会計を担当する。
- 6 理事を除く役員は事業推進リーダーを兼ねることができる。
- 7 監事は、協議会の会計を監査し、総会に監査報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

- 2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)協議会の運営に関すること。
 - (2)各事業推進会議の統括・調整に関すること。
 - (3)各種事務手続きその他庶務に関すること。
 - (4)その他事務局が行うこととなった事項に関すること。
- 3 事務局に事務員を置くことができる。
- 4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。

第4章 顧問

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び事業推進会議とする。

- 2 会議は、原則公開とし、構成員は傍聴できる。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

第6章 総会

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。

- (1) 監事を除く役員
- (2) 別表2に掲げる協議会を構成する団体等から推薦された者
- (3) 地区に居住する市民の中から公募で選ばれた者
- 2 代議員は協議会を構成する団体等から各々1名までとし、任期は2年とする。
- 3 公募による代議員の定数は10名までとし、その選出方法については別に定める。
- 4 その他、会長が認める者。(役職経験者であり、構成団体の役職を辞する者)

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年会計年度終了後、概ね2か月以内に開催するものとする。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認める場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、少なくとも会議を開催する2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) まちづくり計画の策定や見直しに関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること。
- (6) その他会務運営上必要な事項。

(総会の定足数)

第19条 総会の開催は、代議員の2分の1以上の出席を要する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席代議員の過半数で決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員総数及び出席代議員数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第22条 運営委員会は、監事を除く役員と事業推進サブリーダー、学校関係者をもって構成する。

(学校関係者 = 各中学校校長、中等教育学校校長、小学校年度当番校長)

第23条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会、事業推進会議から提議された事項
- (4) 構成員から提議された事項
- (5) 細則に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第24条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員 $\frac{2}{3}$ 以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

(運営委員会の議長)

第25条 運営委員会の議長は、会長が務める。

(運営委員会の定足数)

第26条 運営委員会は、運営委員の $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ開催することができない。

(運営委員会の議決)

第27条 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。賛否同数の時は議長の決するところによる。

(運営委員会の議事録)

第28条 運営委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席委員数

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第8章 事業推進会議

(事業推進会議の構成)

第29条 事業推進会議は、事業推進会議リーダー、事務局をもって構成する。

(事務局＝事務局長、会計)

- 2 事業推進リーダーは、事業推進会議に参加する者を、第3条の規定による構成員からオブザーバーとして参加させる事ができる。
- 3 前2項の構成員は希望又は求めに応じ重複して参加できる。

(事業推進会議の役割)

第30条 事業推進会議は、第5条の規定により総会及び運営委員会において決定された活動を行う。

2 事業推進会議は、前項で定める活動のほか、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業推進会議に付託された事項の決定及び実施に関する事
- (2) 事業推進会議の事務に関する事
- (3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない業務の遂行に関する事

3 前2項の規定にかかわらず、運営委員会の承認を得て事業推進会議相互に連携することができるものとする。

4 事業推進会議には、必要に応じて事業推進会議サブリーダーを置くことができる。

(事業推進会議の開催)

第31条 事業推進会議は、事業推進リーダーが招集する。

2 事業推進会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 事業推進リーダーが必要と認めたとき。
- (2) 事業推進リーダーの2分の1以上の者から招集の請求があったとき。

3 事業推進リーダーは、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに事業推進会議を招集しなければならない。

(事業推進会議の議事録)

第32条 事業推進会議の議事録作成に努め、次の事項に沿い要旨を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第9章 会計

(経費)

第33条 協議会の運営及び活動に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第34条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第35条 監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

2 前項に規定する会計監査の結果については、協議会の役員に報告するものとする。

第10章 情報公開等

(書類及び帳簿の備付け)

第36条 協議会は事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を行うものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第37条 協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

第11章 雑則

(その他)

第38条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(規約の改廃)

第39条 この規約の改廃については、総会において3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月16日から施行する。

平成29年6月3日改正

平成30年6月9日より施行する。

令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 本会設立初年度の役員、代議員、副部長及び事務局長の任期は第14条第2項、第30条第5項の規定にかかわらず平成30年度に開催する通常総会までとする。

3 本会設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、平成28年7月16日から平成29年3月31日までとする。

細則

1. 六連島地区より彦島地区まちづくり協議会にかかる運営委員会等、事業に要する交通費の実費額(渡船、バスの運賃)を支給する事が出来る。



編集・発行：彦島地区まちづくり協議会

連絡先：彦島地区まちづくり協議会事務局

〒750-0075

下関市彦島江の浦一丁目3番1号（彦島公民館内）

電話：083-250-9117

FAX：083-250-9118

e-mail：hikomachi@hikoshima.jp